

保存期間 5 年

法務省管在第 3 3 2 7 号

平成 2 0 年 7 月 1 7 日

地方入国管理局長 殿

地方入国管理局支局長 殿

法務省入国管理局長 稲見 敏夫

大学における専攻科目と就職先における業務内容の関連性の柔軟な取扱いについて（通達）

在留資格「技術」及び「人文知識・国際業務」の該当性の判断に当たっての専攻科目と業務内容の関連性については、従来から柔軟に取り扱ってきたところ、経済財政諮問会議における民間議員を始め各方面からこの点に関して制限的な取扱いが見受けられるとの指摘がなされています。

ついては、現在の企業においては、必ずしも大学において専攻した技術又は知識に限られない広範な分野の知識を必要とする業務に従事する事例が多いことを踏まえ、在留資格「技術」及び「人文知識・国際業務」の該当性の判断に当たっては、IT技術者に限らず入国・在留審査要領第12編第2章第14節第1の2（7）に準じて柔軟に判断してその在留資格を決定することと願います。

なお、入国・在留審査要領については、別途改正予定です。

おって、管下出張所長に対しては、貴職から通知願います。

本信写し送付先

入国者収容所長

保 存 期 間 5 年

法務省管在第3327号

平成20年7月17日

地方入国管理局長 殿
地方入国管理局支局長 殿

法務省入国管理局長 稲見敏夫

大学における専攻科目と就職先における業務内容の関連性の柔軟な取扱いについて（通達）

在留資格「技術」及び「人文知識・国際業務」の該当性の判断に当たっての専攻科目と業務内容の関連性については、従来から柔軟に取り扱ってきたところ、経済財政諮問会議における民間議員を始め各方面からこの点に関して制限的な取扱いが見受けられるとの指摘がなされています。

については、現在の企業においては、必ずしも大学において専攻した技術又は知識に限られない広範な分野の知識を必要とする業務に従事する事例が多いことを踏まえ、在留資格「技術」及び「人文知識・国際業務」の該当性の判断に当たっては、IT技術者に限らず入国・在留審査要領第12編第2章第14節第1の2（7）に準じて柔軟に判断してその在留資格を決定することと願います。

なお、入国・在留審査要領については、別途改正予定です。

おって、管下出張所長に対しては、貴職から通知願います。

本信写し送付先
入国者収容所長